

国官参自保第191号
平成30年6月29日

関係各位

国土交通省大臣官房参事官（自動車（保障））
保障制度参事官室長

自賠責保険（共済）における高次脳機能障害認定システムについて

標記については、平成29年10月に損害保険料率算出機構に対し、保障制度参事官室長通達「自賠責保険における高次脳機能障害認定システムの充実について」を発出し、検討を求めてきたところです。

これを受けて同機構は、「自賠責保険における高次脳機能障害認定システム検討委員会」を設置し、検討を行ったところ、本年5月31日、当省に対し、報告書の提出があり、「平成30年7月から、検討委員会の検討結果に則った高次脳機能障害認定システムの運用を開始する」旨の報告がありました。

つきましては、貴会においても、傘下会員（組合）に対し、この旨周知徹底を図るとともに、被害者保護の一層の充実を努めて頂くよう、お願い致します。